

土地区画整理組合検査実施要領

(趣旨)

第1 土地区画整理法（昭和29年法律 第119号）第3条第2項に規定する土地区画整理組合（以下「組合」という。）の検査については、土地区画整理組合検査実施要綱（昭和60年12月11日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(検査班)

第2 要綱第2に規定する検査班は、班長、事務担当、技術担当で構成する。

2 班長は、事務担当及び技術担当の意見を聴いて、組合運営等についての適否の判定及び指導を行うものとする。

(検査項目)

第3 検査は、要綱第3に掲げる項目ごとに別表の各事項について行うものとする。

(検査対象期間)

第4 検査対象期間は、検査実施日の属する年度の前年度の開始の日から検査対象実施日までとし、検査の対象とする関係書類は前年度のものを重点とするものとする。

(検査の実施等)

第5 要綱第5の規定により提出する事業運営調書の様式は、別記様式第1号によるものとする。

2 検査の評価は、A、B、Cの3段階とし、評価の要領は、次のとおりとする。

- (1) Aの評価は、法令及び諸規程に抵触することなく、組合運営も適正と認められるものについて行う。
- (2) Bの評価は、法令及び諸規程に抵触しないものの、運営内容に不備が認められるもので、指導が必要なものについて行う。
- (3) Cの評価は、法令の違反又は組合の運営上特に改善を要すると認め

られるもので、要綱第10第2項について行う。

3 検査は、次のとおり行うものとし、検査員は、その結果を結果実施調書（別記様式第2号）に記載し、土木部長に報告するものとする。

(1) 書類検査は、台帳、帳簿その他関係書類の提出を求め、組合の理事等から説明を求めて行うものとする。

(2) 完成検査は、工事契約書、図面、仕様書その他関係書類の提出を求めた上、工事等の出来高を検査するものとする。

(市町村職員の立会い)

第6 検査員は、検査に当たっては、検査の対象となる組合の施行地区を所轄する市町村（以下「関係市町村」という。）の担当職員の立会いを求めるものとする。

(検査の事後処理)

第7 土木部長は、要綱第10第2項の規定により組合から改善結果の報告書が提出されたときは、その内容を審査し、指示事項に対して具体的な改善措置がとられ、又は改善意欲があると認められた時は完結処理し、その後の指導については、関係市町村長に対し協力を依頼するものとする。

なお、改善結果報告書の内容に具体性に欠け改善状況が明らかでないとき認められるときは、報告書の再提出を求めるものとする。

2 土木部長は、改善結果報告書の提出が遅滞しているときは、必要に応じ事後確認検査を行うものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、検査の実施に関し、必要な事項は、班長がこれを定めるものとする。

附 則

この要領は、昭和60年12月11日から施行する。

別 表（第3関係）

1 組織及び運営に関する事項

- （1）施行地区
- （2）組合員
- （3）総会（総代会）
- （4）総代
- （5）役員
- （6）理事の職務
- （7）監事の職務
- （8）諸規程等

2 施工管理に関する事項

- （1）施工
- （2）仮換地の指定等
- （3）維持管理等

3 会計経理に関する事項

- （1）会計経理
- （2）予算決算
- （3）財政